

令和3年1月8日

課外活動団体 各位
顧問教員 各位

東京海洋大学
副学長（学生支援・広報担当）

課外活動における新型コロナウイルス感染防止対策について（注意喚起）

課外活動については、「課外活動における新型コロナウイルス感染防止対策指針」（以下「指針」という）により、昨年10月より慎重かつ段階的に活動再開を進めてきました。

指針の遵守状況を確認のため、昨年12月に課外活動施設および部室の巡回を行いました。一部ですが遵守されていない課外活動団体が見受けられました。

主な巡回結果は、次のとおりです。

- ・課外活動施設および部室の定員については、ほぼ守られていた。
- ・換気については、窓を開けていない等換気の悪い状況で活動している団体がいた。
- ・活動日ごとに作成、保管することとなっている「感染防止対策チェックリスト」、「課外活動団体記録簿」については、適切に記載している団体もあれば、存在すら知らない部員がいた。
- ・活動日以外に部室に滞在している部員が見受けられた。

課外活動が段階的に再開して、3か月が過ぎ、新型コロナウイルスが再び感染拡大している中、緊急事態宣言が発出されました。それに伴い、**遅くとも20時までには課外活動施設および部室を必ず退出**してください。また、改めて**部内で感染防止対策を徹底**し、以下のことについて情報共有を行ってください。

1. 「課外活動における新型コロナウイルス感染防止対策指針」を再度部員全員が熟読し、遵守すること。特に活動に伴う**懇親会、会食、長時間にわたる集団での移動、宿泊を伴う活動**は行わないこと。
2. 活動日の「感染防止対策チェックリスト」、「課外活動団体記録簿」の記載を徹底すること。
3. 課外活動予定表および課外活動安全確認報告書の提出を徹底すること（毎月20日までに次月の予定を係に提出することとなり、期日までに提出のない団体については、活動の予定がないものとみなします。）

感染拡大のリスクを高める行動により感染を拡大させることのないよう、課外活動団体部員全員が感染防止対策の徹底を行う必要があります。課外活動においてクラスター等が発生した場合は、やむを得ず**全ての課外活動自粛の要請**を行う可能性もあります。

皆さんおよびご家族の生命を守り、安全・安心な課外活動ができるよう、皆さんのご理解とご協力をお願いします。